

許可番号 1851000553

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 長野県長野市稲里一丁目5番地3

氏名 ミヤマ株式会社
代表取締役 南 克明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県福井保健所長

四方 啓裕



許可の年月日

平成27年 8月26日

許可の有効年月日

平成34年 8月 5日

1. 事業の範囲

積替え保管の有無 積替保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

- 廃油 (揮発油類、灯油類および軽油類、またはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはこれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、もしくはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはこれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、もしくはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンまたはこれらの化合物、もしくは有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、もしくはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、グイネシリン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ばいじん (水銀、カドミウム、鉛、セレンまたはこれらの化合物、もしくはグイネシリン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃石綿等
- 廃PCB等 (低濃度PCB廃棄物に限る。)
- PCB汚染物 (低濃度PCB廃棄物に限る。)

以上8種類

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ

なし

(裏面へ続く)

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成 5年 8月 6日 新規許可
- (2) 平成10年 5月15日 変更許可
- (3) 平成10年 8月 6日 更新許可
- (4) 平成15年 6月27日 変更許可
- (5) 平成15年 8月 6日 更新許可
- (6) 平成19年 2月 6日 再交付
 - ・代表者の氏名の変更
- (7) 平成19年 9月27日 変更許可
 - ・取り扱う産業廃棄物の種類に廃石綿等を追加
- (8) 平成20年 8月 6日 更新許可
- (9) 平成24年10月25日 優良確認
- (10) 平成26年10月14日 変更許可
 - ・取り扱う産業廃棄物の種類に廃PCB等（低濃度PCB廃棄物に限る。）およびPCB汚染物（低濃度PCB廃棄物に限る。）を追加
- (11) 平成27年 8月26日 更新許可
- (12) 平成28年 3月25日 再交付
 - ・事業者の住所の変更

5. 積替え許可の有無

福井県には政令市がないため記載事項なし

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

優良認定基準対応版